

日野市立仲田小学校屋内運動場冷暖房設備設置機械設備工事

図面リスト ※ 縮尺はA1版		
機械設備		
図面番号	図面名称	縮尺
M-000	表紙・図面リスト	—
M-001	特記仕様書（１）	—
M-002	特記仕様書（２）	—
M-003	特記仕様書（３）	—
M-004	特記仕様書（４）	—
M-005	特記仕様書（５）	—
M-006	案内図・配置図	1:300
M-007	空調設備 機器表	—
M-008	空調設備 1階平面図	1:80
M-009	空調設備 断面図	1:20
M-010	仮設計画図（参考）	1:250

全11枚(表紙・図面リスト共)

2.9 注意事項

(1) 受注者は、工事着手前に監督員及び学校管理者と工程・作業内容・作業時間・工事関係車両の運行等について十分な打ち合わせを行わなければならない。

(2) 受注者は、生徒・職員・通行者等への安全対策を十分に行い、事故発生防止に努めなければならない。

(3) 工事期間中、学校は通常どおりの運営を行っているので、騒音・振動・臭気等の発生の恐れがある作業を行う場合は、事前に監督員に報告し、学校運営の支障にならないよう配慮しなければならない。

(4) 既存部分の撤去については、騒音・ほこり等の発生を発生防止すると共に、飛散のおそれのある箇所については、十分な養生を行わなければならない。

(5) 当敷地内の建築物、付近の道路・敷地・工作物・建築物等を汚損・破損させた場合は、受注者の責任において工事しゅん工期日までに原形復旧しなければならない。

(6) 使用材料は事前に、カタログ・見本等を市監督員に提出し承諾を得なければならない。

(7) 工事に使用する資機材・材料は、学校内に放置してはならない。

(8) 図面等において判明し難い箇所、施工時に生じた疑義は、必ず監督員と協議しなければならない。

(9) 腕章等を必ず着用すること。又工事車両であることが分かるよう措置をすること。

(10) 各日、作業の開始及び終了を施設管理者に報告しなければならない。

(11) 敷地内は、禁煙とする。

(12) 工事提出書類は、「工事受注者の作成する書類（2020年1月 日野市総務部建築営繕課）」の定めによるものとする。

(13) 工事に先立ち、仮使用承認申請（法第18条第22項第1号）の資料作成・申請を行い、許可取得後着工のこと。（申請料は別途）又、「工事中の消防計画書」も消防と協議のうえ提出のこと

第3章 支払

3.1 部分払

(1) 工事請負契約書第37条に定める部分払の方法は、次による。

⊙ 部分払については、行わない。

第4章 施工区分

4.1 施工区分

別途関連工事との施工区分は、原則として次表による。

別途関連工事標準施工区分表							
項目	内容	建築	電気	給水衛生	空調		備考
1 各種水槽・ピット（建物と一体構造のもの）	1 受水槽・排水槽・汚水槽等でｺﾝｸﾘｰﾄ造のもの	○					
	2 ｺﾝｸﾘｰﾄ造の各種水槽釜場	○					
	3 ｺﾝｸﾘｰﾄ造の受水槽の入孔蓋（防水型）及びタラップ、排水槽・汚水槽等の入孔蓋（防臭型）及びタラップ	○					
	4 最下階のピット、入孔蓋（防臭型）及びタラップ	○					
	5 二重床改め口	○					
	6 二重底盤内通気管・通水管	○					
	7 二重壁内の水抜管	○					
2 トレンチ・排水溝	1 各種トレンチ蓋及び入孔蓋	○					
	2 屋内排水溝及び入孔蓋	○					
3 機器等の基礎（建物と一体構造のもの）	1 機器用基礎（ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち）	○					
	2 屋上水槽の基礎（ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち）	○					
	3 二重床下部分の機器用基礎（ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち）	○					
	4 機器、水槽等のﾌｨｯｶｰ及び基礎仕上げ		○	○	○		
4 スリーブ	1 各種配管用スリーブ	○	○	○	○		
	2 ダクト、ガラリ用スリーブ ＊建築が取付るｶﾞﾗﾘの場合	○*			○		
	3 衛生器具（大便器）取付け用箱入れ			○			
	4 押込型屋内消火栓取付けの穴等の箱入れ			○			
	5 分電盤取付け穴等の箱入れ		○				
	6 各種スリーブの補強	○					
	7 避雷針取付け部（防水を考慮した基礎仕上）						
	8 外壁貫通スリーブまわりの防水		○	○			
	9 床貫通スリーブまわりの防水（防水層を貫通する場合）	○	○	○	○		
	10 貫通穴及びダクト空隙充填		○	○	○		
5 天井切込及び換気扇取付け枠	1 埋込照明器具、スピーカー、空調換気用吹出口等埋込器具類取付けのため の天井切込み及び下地補強	○					墨出しは電気、給水衛生又は空調
	2 換気扇取付け用枠及び穴あけ	○					墨出しは電気、給水衛生又は空調
6 改め口、点検扉	1 天井改め口	○					
	2 各種シャフト点検口	○					
7 はつり及び補修	配管のための貫通及び埋込み箇所のはつり又は補修		○	○	○		

別途関連工事標準施工区分表							
項目	内容	建築	電気	給水衛生	空調		備考
8 排水	1 各種床排水金具			○			
	2 造付け流しの排水金具			○			
	3 流しの排水金具 ＊建築が取付るｶﾞﾗﾘの場合	○*		○			
	4 外構工事におけるU字溝及びこれに接続する溜樹						
9 雨水排水	1 ルーフドレイン	○					
	2 地盤面までの屋内縦樋・排水管	○					
	3 建物外部までの屋内部分排水管	○					
	4 屋内部分排水管のうちパイプシャフト内配管の縦樋			○			
10 ガラリ	1 外壁、サッシュに取り付けるガラリ（ただし、空調・排気用ダクトその他に取に取合いあるものを除く。）	○					
	2 ドア－ガラリ	○					
	3 暗室等の遮光ガラリ	○					
11 動力	1 一般用動力操作盤及び電動機端子接続までの配管・配線・結線		○				
	2 ボイラー操作盤及び二次側配管・配線・結線				○		
	3 冷凍機用動力操作盤及び二次側配管・配線・結線		○				
	4 パッケージ型空調器用電源で手元開閉器以降の配管・配線・結線		○				
	5 電動機シャッター・自動ドアとその電源の二次側配管・配線・結線及び操作盤・押ボタン取付け	○					
12 制御	1 空調用制御機器及び操作用機器取付け及びその配管・配線・結線				○		
	2 衛生用液面制御機器取付け及びその配管・配線・結線		○				
	3 総合監視盤（給水衛生・空調）				○		
13 防災	1 煙感知器連動の防火戸・防火シャッターその他の防災設備の電源・二次側配管・配線・結線及び検出器・制御盤		○				
	2 排煙口・ダンパー等とその電源の二次側配管・配線・結線及び検出器・制御盤				○		
14 コンセント・接栓穴あけ	1 フリーアクセスの穴あけ	○					墨出しは電気
	2 実験台・演台（備品）等の穴あけ	○					墨出しは電気、給水衛生又は空調
15 各種ｼｬﾌﾄ	各種ｼｬﾌﾄのうちｺﾝｸﾘｰﾄ造のもの及びこれに必要なｺﾝｸﾘｰﾄ床	○					
16 エレベーター	1 昇降機、昇降機照明、停電灯	○					
	2 カゴ操作盤＋副操作盤	○					
	3 インターホン、スピーカー	○					
	4 インターホン、火報、電話の配管配線工事（昇降路まで）		○				
	5 動力用電源、照明電源、接地線の受電端子までの引込継ぎこみ工事		○				
	6 ピット内点検用ｺﾝﾍﾞﾝﾄ設置工事		○				
	7 煙感知器設置（昇降路頂部）		○				
17 仮設工事	1 仮囲い	○					
	2 共通足場・作業足場（外部足場等）	○					
	3 監督員事務所（備品含む）						
	4 請負者事務所（各工事毎）	○	○	○	○		
	5 下小屋・材料置場等（各工事毎）	○	○	○	○		
	6 工事用の水および電力等（申請・引込・撤去等）						
	7 試験用の水・電力・ガス等						
	8 残材場外処分	○	○	○	○		
	9 各種引込に伴う負担金及び申請手続等	○	○	○	○		
	10 各種引込に伴う山留めの撤去・加工	○					
18 その他	解体又は改修する建物等の機器のうち、再使用するものの取外し	○	○	○	○		

本表は、設計図書等で示される一般的工事範囲を補足するもので、関連工事との取合い部分についてその施工区分を示すものである。

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。

- ・受注者の負担とする。
- ⊙発注者の支給とする。

4.3 受注者事務所等

本工事で、女性活躍などを支援する機械設備工事現場の環境整備として、作業員用の快適に利用できる水栓洋式トイレ、女性作業員用の更衣室等を設置する場合は、契約後の協議とする。

なお、これによる設計変更の手続きは、「2.8 設計変更等」による。

第2編 工事別事項

第1章 一般事項

第1節 総則

1.1.1 官公署その他への届出手続等（標準仕様書1.1.1.4）

工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第8 8条第1 項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

1.1.2 現場代理人、監理技術者及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）

(1) 本工事が日野市議会上程案件の場合、日野市議会で可決され契約を締結する前まで、配置予定の監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）は、他の工事に専任で従事することができる。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3 項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。

○請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）。

当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

○工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。

○橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者又は主任技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

○工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

(4) 本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置については、次のとおりとする。

・認めない。

・認める。特例監理技術者を配置しようとする場合は、別紙○「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）及び監理技術者補佐の配置要件について」による。

1.1.3 工事の下請負（標準仕様書1.1.1.6）

一般ガス導管事業者が受注したガス工事については、標準仕様書「1.1.1.6工事の下請負」(1)及び工事請負契約書第5条「一括委任又は一括下請負の禁止」の規定を適用しない。

1.1.4 工事実績情報の登録（標準仕様書1.1.1.7）

契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。

【登録先】

JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。

1.1.5 関連工事等の調整（標準仕様書1.1.1.11）

契約書に基づく関連工事は、次のとおりである。

⊙ 建築工事

⊙ 電気設備工事

・ 給水衛生設備工事

工 事 名	日野市立仲田小学校屋内運動場冷暖房設備設置機械設備工事		
図 番	全M1 0枚・第M2号	図 名	特記仕様書（2）
作 図	監 理 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課		
訂 正	設 計 （ 有 ） ユ ー 一 企 画 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士 第 2014 09 号		
令和 年 月 日	日 野 市 立 仲 田 小 学 校		

1.1.6 建設副産物の処理（標準仕様書1.1.1.16）	
(1) 建設副産物の取扱い、次による。	
ア リサイクル計画書及びリサイクル報告書の作成	
受注者は、工事着手に当たってリサイクル計画書を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。また、受注者は、リサイクル実施状況等について必要書類を作成し、リサイクル報告書に取りまとめて監督員に報告する。	
なお、リサイクル計画書及びリサイクル報告書の記載内容及び添付書類の適用等については、「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）によるほか、次表による。建設資材の再資源化等については、「東京都建設リサイクルガイドライン」のほか、「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都）によるものとする。これらについては、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照する。	
添付書類一覧	
リサイクル計画書	リサイクル報告書
①「再生資源利用計画書」	①「再生資源化等報告書」
②「再生資源利用促進計画書」	②「再生資源利用実施書」
③「搬入予定民間受入地届」（民間受入地へ搬入する場合に限る。）※	③「再生資源利用促進実施書」
④「建設発生土搬出のお知らせ」※	④「リサイクル阻害要因説明書」※
⑤ 収集運搬・処理業者の許可証の写し	⑤「リサイクル状況記録写真」
⑥ 建設廃棄物処理委託契約書の写し	⑥「民間受入地搬入確認報告書（リサイクル証明書を含む。）」（民間受入地へ搬入した場合に限る。）※
⑦ 運搬ルート図	⑦「搬入完了報告書」（島しょにおける工事の場合）
⑧ 使用するmanifestoの様式	
⑨ 告知書の写し	
⑩ 有害物質等チェックリスト	

※ 島しょにおける工事の場合は、適用しない。

書類作成適用工事	
書類名	適用工事
再生資源利用計画書（実施書）	以下のいずれかに該当する場合（工事しゅん功後、１年間保管） ① 土砂を搬入する場合 ② 碎石を搬入する場合 ③ 加熱アスファルト混合物を搬入する場合
再生資源利用促進計画書（実施書）	以下のいずれかに該当する場合（工事しゅん功後、１年間保管） ① 建設発生土を搬出する場合 ② コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する場合 ③ 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストその他の廃棄物を１品目当たり1トン以上搬出する場合
搬入予定民間受入地届、民間受入地搬入確認報告書(リサイクル証明書を含む)	指定処分（B）又は指定処分（C）により、建設発生土の民間受入地（土質改良プラントを含む。）に建設発生土を搬入する場合（受注者は、事前に当該民間受入地が適正な受入地であることを確認すること。）
建設発生土搬出のお知らせ	建設発生土を100m3以上搬出する場合に先立って作成し、受入地の所在する区市町村の建設発生土担当窓口宛に郵送、FAX等で提供する（工事しゅん功後、１年間保管。） なお、搬出先の自治体に建設発生土に関する条例が制定されている場合は、その定めに従い必要な手続きを行う。
リサイクル阻害要因説明書	工事途中において、やむを得ず次のいずれかを行う場合（工事しゅん功後、１年間保管） ① コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土又は建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合 ② 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する場合又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合 ③ 土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合 ④ 碎石の利用工事において新材を使用する場合 ⑤ アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合
告知書の写し、再生資源化等報告書	特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で、以下のいずれかに該当する場合 ① 建設物の解体工事で、床面積の合計が80m ² 以上 ② 建築物の新築・増築工事で、床面積の合計が500m ² 以上 ③ 建築物の修繕・模様替等の工事で、請負代金の額が１億円以上 ④ 建築物以外の工作物の工事で、請負代金の額が500万円以上
有害物質等チェックリスト	建築物の解体工事、修繕、模様替え等の工事の場合

- イ 「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）の活用
- 本工事は、「COBRIS」への登録対象工事であり、受注者は、工事の実施に当たってはシステムの活用を図るものとする。
- （システムに関する問合せ先）
- （JACIC）内 建設副産物情報センター TEL 03-3505-0410 JACICのホームページを参照すること。

受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに「COBRIS」にデータの入力を行い、データ入力の都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出して確認を受ける。

また、受注者は、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」の作成並びに提出に当たっては、COBRISもしくは国土交通省HPに公表されている様式に必要なデータを入力して作成し、監督員に提出して確認を受ける。

ウ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示

関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示すること。

- エ 「リサイクル状況記録写真」
- 受注者は、次のとおり撮影し、リサイクル報告書に含めて監督員に提出する。
- (7) 撮影内容
- 積み込み状況、運搬状況（工事現場出発時）、産業廃棄物運搬車両表示状況、現場内利用状況、工事間利用状況、ストックヤードの状況、受入地の状況、再資源化施設の状況、最終処分場の状況（直接最終処分する場合に限る。）、現場内での分別状況、再生資源の利用状況等を撮影する。なお、解体工事の場合は、分別解体等の状況、分別された建設資材廃棄物の状況、建設資材廃棄物の運搬状況、再資源化施設への搬入状況等を撮影する。
- (4) 撮影方法
- 運搬状況（工事現場出発時）は、積み込み状況、土質、積載物の種類、運搬車両のナンバープレート等を入れて撮影する。
- 現場内利用及び工事間利用状況は、工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れて撮影する。
- 再資源化施設の状況及び最終処分状況（直接最終処分する場合に限る。）は、施設名称看板等を入れて撮影する。
- オ manifesto等による報告
- (7) manifestoの提示
- 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法。昭和45年法律第137号)に基づき、廃棄管理物票（以下「manifesto」という。）を利用し、適正な運搬及び処理を行う。
- manifesto（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについては、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。
- なお、電子manifestoを利用する場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果について、排出事業者（受注者）がプリントアウトしたものの写しを監督員に提示する。
- (4) 集計表の提出
- 受注者は、manifestoの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。
- (4) リサイクル伝票の提示
- 受注者は、建設廃棄物を搬出する場合において、manifestoを利用する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでも可）を監督員に提示する。
- その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。
- (4) リサイクル証明書の提示
- 受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合は、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでも可）を監督員に提示する。

- (2) 建設副産物の処理は、次による。
- ア 現場において再利用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。
- (7) 建設発生土の再利用
- 埋戻し土及び盛土については、次による。
- 現場で発生した建設発生土を使用する。
- ウ 発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次による。
- (4) 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次によるほか、処理方法については、別紙○の「特別管理産業廃棄物及び特定物質等の建設副産物の処理及び回収」による。
- 「1.3.4石綿含有建材等の取扱い」及び東京都建築工事標準仕様書「第29章石綿除去工事」による。
 -
- オ 場外に搬出する建設副産物の取扱い、次による。
- (7) 建設発生土の取扱い
- 建設発生土は、次の場所へ搬出し、土砂伝票（土砂搬入管理券等の発生側の運搬証明）、土砂搬入確認書（受入側の受入証明）の写し及び集計表を監督員に提出する。
- 現場内利用（工事現場外一時仮置き）
 - ストックヤード（区・市地先）へ搬出し、一時仮置きをする。仮置きに当たっては周辺環境に配慮し、必要な措置を講じる。
- (4) 建設廃棄物の取扱い
- 受注者は、COBRIS等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。
- 本工事では、次の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが事前に監督員の承諾を得た場合は、受注者はこれ以外の施設を選定することができる。
- なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

- コンクリート塊
- （住所／搬出距離／搬出量／搬出条件等）
- 住所
- 丁目番号
- 搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：

- アスファルト塊
 - 住所
 - 丁目番号
 - 搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：
 - 建設泥土
 - 住所
 - 丁目番号
 - 搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：
 - 建設発生木材（原則として再資源化施設への搬出とする）
 - 住所
 - 丁目番号
 - 搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：
 - 建設混合廃棄物
 - 住所
 - 丁目番号
 - 搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：
- (4) 有価物の取扱い
- 建設副産物のうち、有価物については自由処分とする。受注者は処分後、売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。
- また、有価物として処分できない場合には、事前に監督員に協議の上、建設廃棄物として処分することができる。なお、建設廃棄物として処分する場合には、(4)の規定による。
- （有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日）環境規発第2104141号）等を参照すること。

- 1.1.8 過積載の防止（標準仕様書1.1.1.17）
- 本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。
- 「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。

- 1.1.9 保険の加入及び事故の補償（標準仕様書1.1.1.19）
- 本工事において、受注者は法定外の労災保険^(※)に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。
- ※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

工事名	日野市立仲田小学校屋内運動場冷暖房設備設置機械設備工事		
図番	全M10枚・第M3号	図名	特記仕様書（3）
作成 令和6年10月31日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 令和 年 月 日	設計（有）ユー企画建築設計事務所 一級建築士第2014804号 長谷川 勇		

第2節	工事関係図書
1.2.1	実施工程表（標準仕様書1.1.2.1）
全体工期から関連工事等に要する機器等の総合試運転及び調整期間を差し引いた概成工期（第1編「1.5工期」に明記された場合は、これによる。）を定め、関連工事等の作業と競合する部分の建築工事の仕上げ等は、「概成の日」までに完了するよう工程表を作成する。	
また、工事の完了が、関連工事等と同時にしゅん功の場合は、これらの調整が完了した日を工事完了日とする（関連工事等は、「1.1.5関連工事等の調整」による。）。	
なお、工程表には「概成の日」を明記し、関連工事等との連絡調整を十分に行い、工期末に同時しゅん功するよう協力する。	
※ 概成工期の概念図（概成工期の定義は標準仕様書「1.1.1.2 用語の定義(24)」による。）	
建築工事 電気・機械設備工事 その他関連工事 ← ← ← 竣工 竣工 竣工 概成の日 概成の日 概成の日 総合調整 総合試運転・調整 総合試運転・調整	
1.2.2	施工図等（標準仕様書1.1.2.3）

施工図等において、営業秘密が含まれており、事後の情報開示等に支障がある場合には、別途協議すること。

1.2.3	工事の記録等（標準仕様書1.1.2.4）
(1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。	
○ 作成する。	
・ 作成しない。	
(2) 写真帳の提出は、次による。	
○ 提出する。	
・ 提出しない。	
(3) デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子黑板」という。）は次による。	
受注者が電子黑板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黑板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。	
なお、申請時には電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）に関する資料を添付するものとする。	
ア 対象機器の導入	
使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第2章 写真撮影の要領4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。	
なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載されている技術を使用することをいう。	
「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」については、CRYPTRECホームページを参照する。	
イ 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。	
ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。	
「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」については、JACICホームページを参照する。	
エ 本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第3章 写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。	

第3節	工事現場管理
1.3.1	電気保安技術者（標準仕様書1.1.3.2）
電気保安技術者の配置は、次による。	
・ 配置する。	
○ 配置しない。	

1.3.2	施工条件（標準仕様書1.1.3.4）
(1) 施工順序は、次による。	
・ 図面による。	
・	
(2) 工用車両の駐車場所及び資機材の置場所は、次による。	
・ 図面による。	
・	
(3) 施工条件は、次による。	
・ 周辺環境、近隣住民へ配慮し交通安全等に十分注意するように努めること。	

1.3.3	施工中の安全確保（標準仕様書1.1.3.7）
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第2項における同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）については、次による。	
・ 本工事の受注者を指名しない。	
○ 本工事の受注者を指名する。	
なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。	
また、「労働安全衛生法」第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。	
ア 統括安全衛生責任者	
イ 元方安全衛生管理者	
ウ 店社安全衛生管理者	

1.3.4	石綿含有建材等の取扱い（標準仕様書11.1.3.2）
石綿含有建材の事前調査及び撤去等の取扱いについては、標準仕様書「11.1.3.2 石綿含有建材の取扱い」及び東京都建築工事標準仕様書「1.5.1事前調査」、「第29章石綿除去工事」の当該事項による。	
(1) 本工事の対象である建築物その他の施設において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。	
・ 分析調査結果による。	
・ 図面による	
・	
(2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は、同様の調査を行う。	
なお、事前調査を行うことができる石綿等に関する知識」を有する者等とは以下の者である。	
① 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年10月23日 厚生労働省 国土交通省 環境省告示第1号 令和2年7月1日改正）に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）	
② （一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録された者	
ただし、戸建て住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を修了した戸建て等石綿ファン有建材調査者も行うことができる。	
また、事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。	
なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。	
（参考）	
【報告対象となる工事】	
①解体部分の床面積の合計が80m2以上の建築物の解体工事	
②請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事	
③請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事	
※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。	
※事前調査結果の報告は、原則として「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。	
詳細は、厚生労働省ＨＰ「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局ＨＰ「東京都アスベスト情報サイト」等を参照	
(3) 工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。なお、新たに分析調査を場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。	
(4) 石綿含有ガasket、パッキン等の石綿含有材料の事前調査及び撤去等の取扱いについては、「石綿障害予防規則」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の石綿に関する関係法令を遵守し、適切に処理する。	
工事場所や規模に応じて、都、区、市及び労働基準監督署等への確認を事前に行う。	

第4節	機器及び材料
1.4.1	環境への配慮（標準仕様書1.1.4.1）
(1) 「東京都環境物品調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、原則として、次による。	
東京都環境物品等調達方針（公共工事）等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。	
ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。	
(7) 特別品目	
・ 温室効果ガスの削減に資する資材、建設機械、工法、目的物	
・ 高効率空調用機器（熱源機器）	
・ 高効率空調用機器（熱源以外の空調機器）	
○ ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	
○ 環境配慮形（EM）電線・ケーブル	
・ RoHS指令対応電線・ケーブル	
・ 低VOC 塗料	
・ 環境配慮型枠（複合合板型枠等）	
・ エコセメント	
・ スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品	
・ 電気便座（温水洗浄便座及び暖房便座）	

(イ)	特定調達品目
・ 吸収冷温水機	
・ 氷蓄熱式空調機器	
・ ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	
・ 空調用送風機	
・ 空調用ポンプ	
・ 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
・ 衛生器具（自動水栓、自動洗浄装置及びその組み込み小便器、洋風便器）	
・ 太陽熱利用システム	
・ 燃料電池	
・ エネルギー管理システム	
・ 節水機器（節水コマ、定流量弁、泡沫キャップ、流量調整弁、手元止水機能付水栓、小流量吐水機能付水栓）	
イ 受注者は、ア(イ)以外のもので、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。	
ウ 受注者は、環境物品等の各品目ごとの「環境物品等使用予定(実績)チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。	
エ 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト」を、特定調達品目の場合は、「環境物品等(特定調達品目)使用予定(実績)チェックリスト」を、調達推進品目の場合は、「環境物品等(調達推進品目)使用予定(実績)チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、監督員に提出する。また、当該チェックリストの電子情報を格納したCD-Rを、併せて監督員に提出する。	
なお、チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。	

1.4.2	機材の品質等（標準仕様書1.1.4.2）
(2) 再生材の品質は、次による。	
○ 次の材料の品質は、「土木材料仕様書」（東京都建設局）による。	
「土木材料仕様書」については、東京都建設局ホームページを参照する。	
ア 再生クラッシュラン（RC-40、RC-30）	
イ 再生粒度調整碎石（RM-40、RM-30）	
ウ 再生砂（RC-10）	
エ 再生加熱アスファルト混合物	
オ 改良土	
カ 粒状改良土	
キ 流動化処理土	
ク 再生骨材Ⅱを用いたコンクリート	
ケ コンクリート用再生骨材Ⅱ	
コ 再生単粒度碎石（浸透トレンチ用）	

1.4.3	機材の検査等（標準仕様書1.1.4.5）
本工事に使用する機材は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。	

工 事 名	日野市立仲田小学校屋内運動場冷暖房設備設置機械設備工事		
図 番	全M10枚・第M4号	図 名	特記仕様書（4）
作 図 令和 6 年 10 月 31 日	監 理 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課		
訂 正 令和 年 月 日	設 計 （有）ユー企画建築設計事務所 一級建築士第231480号 長谷川 勇		

第5節 施工
1.5.1 排出ガス対策型建設機械（標準仕様書1.1.5.6）
次の建設機械には、排出ガス対策型を用いるものとする。 ○ 一般工事用建設機械 （ディーゼルエンジン出力7.5～260kW） (1) バックホウ (2) ホイールローダ (3) ブルドーザ (4) 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。） (5) 空気圧縮機（可搬式） (6) 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） (7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン） (8) ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ） （道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）
1.5.2 低騒音型・低振動型建設機械（標準仕様書1.1.5.7）
(1) 次の建設機械には、低騒音型を用いるものとする。 ア バックホウ イ クラムシェル ウ トラクターショベル エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン オ 油圧式杭圧入引抜機 カ アースオーガー キ オールケーシング掘削機 ク アースドリル ケ ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー コ アスファルトフィニッシャー サ 空気圧縮機 シ 発動発電機 (2) 次の建設機械には、低振動型を用いるものとする。 ア バイブロンハンマー
1.5.3 化学物質の濃度測定（標準仕様書1.1.5.8）
化学物質の濃度測定は、次による。 ○ 測定は行わない。

第6節 しゅん功図等
1.6.1 完了時の提出図書（標準仕様書1.1.7.1）
(1) しゅん功図は、作成する。（「1.6.2 しゅん功図」による。） (2) しゅん功写真の作成は、次による。 ○ 作成しない。 (3) 保全に関する資料は、作成する。
1.6.2 しゅん功図（標準仕様書1.1.7.2）
しゅん功図の種類、内容及び提出部数は、次による。 (1) 図面の種類（該当のない種類は作成しない。） ア 屋外配管図 イ 各階平面図及び図示記号 ウ 主要機械室平面図及び断面図 エ 便所詳細図 オ 各種系統図 カ 主要機器一覧表（品名、製造者名、形状、容量又は出力、数量等） キ ボイラー、冷凍機、昇降機等の主要機器図（監督員の承諾を受けた製作図をもって機器図としてもよい。） ク その他必要な図面 (2) 様式 しゅん功図の原図の様式は、設計図書に準じた寸法、縮尺、文字、図示記号等を用い、CADで作成したものとする。（製作図をしゅん功図として提出する場合は、その原図を省略することができる。） (3) 提出部数 ア 電子データ版（CD-R） 2部 イ 見開製本（文字無し）（A3） 1部 イ 見開製本（文字入り）（A3） 1部 ウ しゅん功原図 0部
1.6.3 保全に関する資料（標準仕様書1.1.7.3）
(1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。 ア 建物保全データ 電子データで2部 監督員より対象施設の設計時における建物保全データを受領し、しゅん功時に更新したものを提出する。 イ その他の保全に関する資料 ○ 予備品等引渡し通知書 ○ 試験成績書 ○ 官公署届出書類（副本） ○ 官公署届出書類の写し

- 鍵・備品・工具リスト
 - 保証書
 - 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転説明書等）
 - 機器完成図
- ※官公署届出書類及び保証書を除き、2部提出すること。

1.6.4 電子納品（標準仕様書 1.1.7.4）
(1) 本工事は、電子納品対象工事とする。 電子納品については、「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」（東京都財務局）による。 「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」（東京都財務局）については、東京都財務局ホームページを参照する。 (2) 電子納品対象成果物は、次によることとし、詳細は監督員との事前協議による。 「1.2.3 工事の記録等」(2)による工事記録写真 「1.6.1 完了時の提出図書」(2)によるしゅん功写真 「1.6.2 しゅん功図」(3)ウによるしゅん功図 「1.6.3 保全に関する資料」(1)による建物保全データ及びその他の保全に関する資料 - 標準仕様書「1.1.1.10 施工体制台帳等」(1)による施工体制台帳及び施工体系図 - 標準仕様書「1.1.2.2 施工計画書」(1)による施工計画書 - 標準仕様書「1.1.2.4 工事の記録等」(1)による工事報告書等 - 標準仕様書「1.1.2.4 工事の記録等」(2)による協議等記録 - 標準仕様書「1.1.2.4 工事記録等」(3)による試験等の記録 ・ ・ 「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」に基づき3部作成の上、2部監督員に提出し、1部は工事請負契約書第46条の4第1項に定める契約不適合責任期間中、受注者が保管する。 (3) 設計図CADデータの貸与の適用は、次による。 ○ 貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。 CADデータ著作権名： ・ 貸与しない。 (4) 電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）の納品については、次による。 電子黒板写真並びに電子黒板写真を管理したビューアソフトは、工事完成時に電子納品対象成果物として納品する。 なお、納品時にJACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員に提示又は提出する。 JACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）については、JACICホームページを参照する。

第2編 共通工事
第1章 一般共通事項
第2節 総合調整
2.1.2.2 総合調整
総合調整の項目は、次による。 ・ 風量調整 ○ 室内外空気の温度の測定 ・ 騒音の測定（屋内、屋外、敷地境界） ・ 飲料水の水質の測定 ・ 雑用水の水質測定 ・ 水量調整 (2) その他特記事項は、次による。
第2章 配管工事
第1節 配管材料
2.2.1.2.1 給水、給湯及び消火用
(1) 給水、給湯及び消火用の管材は、次による。 ・ 屋内消火管（・ 配管用炭素鋼鋼管（白）） ・ 埋設消火管（・ 外面被覆鋼管）
2.2.1.2.2 排水及び通気用
(1) 排水及び通気管の規格は、表2.2.3によるものとし、管材は次による。 ○ 空調用排水管（○ ビニル管）
2.2.1.2.6 冷媒用
冷媒管及び継手の規格は、表2.2.9によるものとし、管材は次による。 ○ 一般箇所（・ 銅管 ・ 銅管 ○ 冷媒用断熱材被覆鋼管）
第3章 保温、塗装及び防錆工事
第1節 保温工事
2.3.1.5 空気調和設備工事の保温
表2.3.4 空気調和設備工事の保温の種別
注8 冷媒管に断熱材被覆鋼管を使用した場合の外装材種別は、次による。 ○ ステンレス銅板（屋外露出） ○ 溶融亜鉛めっき銅板（屋内露出）

第2節 塗装及び防錆工事
2.3.2.1.1 一般事項
(2) 塗装は、各編によるほか、各編で本項を指定したものは「2.3.2.1.4 塗装」によるものとし、塗装を行う箇所は、次による。 ・ 屋外露出となるドレン管

凡 例		
記 号	名 称	仕 様
—— R ——	冷 媒 管	一般) 空調用被覆鋼管（ハイグレード）
—— D ——	ド レ ン 管	一般) 排水用硬質塩化ビニール管（V P）
—— G ——	ガ ス 管	架空一般) カラー鋼管
——  ——	ガ ス コ ッ ク	
——  ——	フレキシブルジョイント	
——  ——	Y型ストレーナー	
	天井点検口	

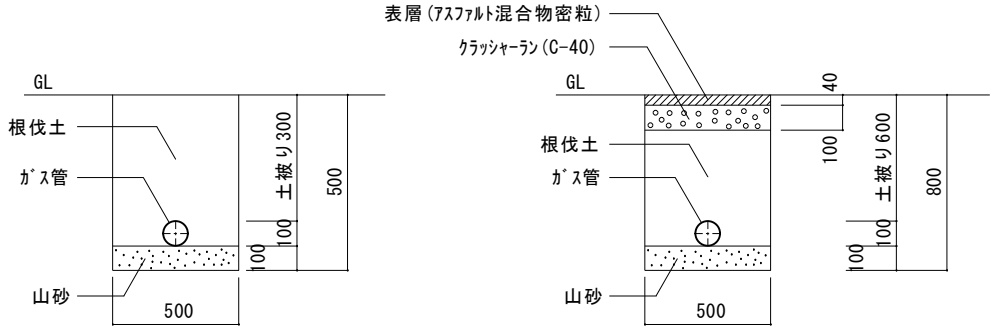
■ メ ー カ ー リ ス ト	
機器及び材料	製 造 業 者 名 下記または同等品以上とする
銅管	住友軽金属工業、古河金属、因幡電機産業、三菱マテリアル
硬質塩ビ管	三菱樹脂、クボタ、タキロン、アロン化成
弁類	東洋バルブ、大和バルブ、キッツ、巴バルブ
ガスヒートポンプエアコン	ヤンマーエネルギーシステム、アイシン精機、パナソニック産機システムズ ダイキン工業

工 事 名	日野市立仲田小学校屋内運動場冷暖房設備設置機械設備工事		
図 番	全M10枚・第M5号	図 名	特記仕様書（5）
作 図 訂 正 令和 年 月 日	監 理 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課 設 計 （有）ユー企画建築設計事務所 一級建築士第201480号 長谷川 勇		

工事場所：東京都日野市日野本町六丁目1番地の74

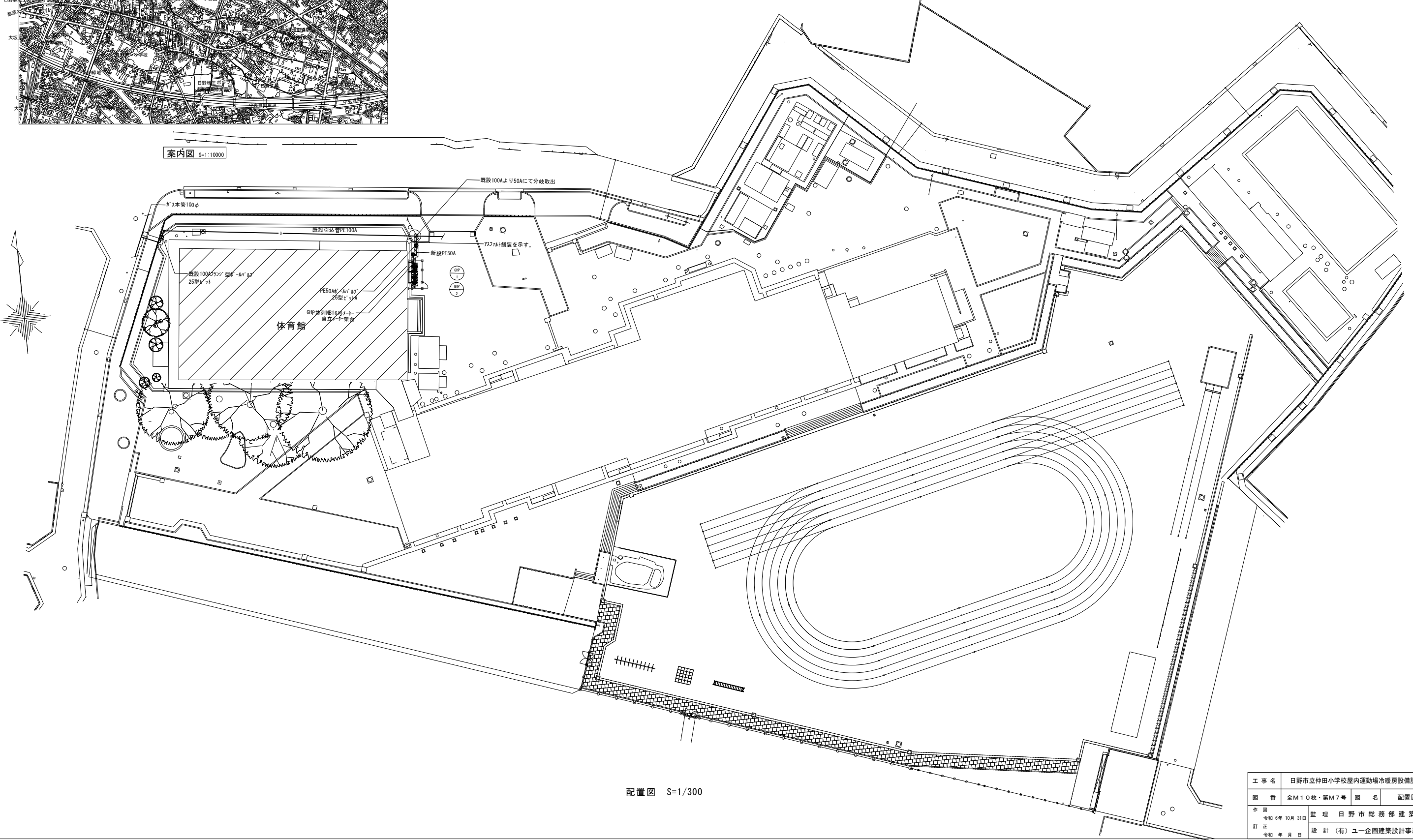


案内図 S=1:10000



土部分掘削断面
(車両通行のない部分)

アスファルト舗装部分掘削断面
(車両通行部)



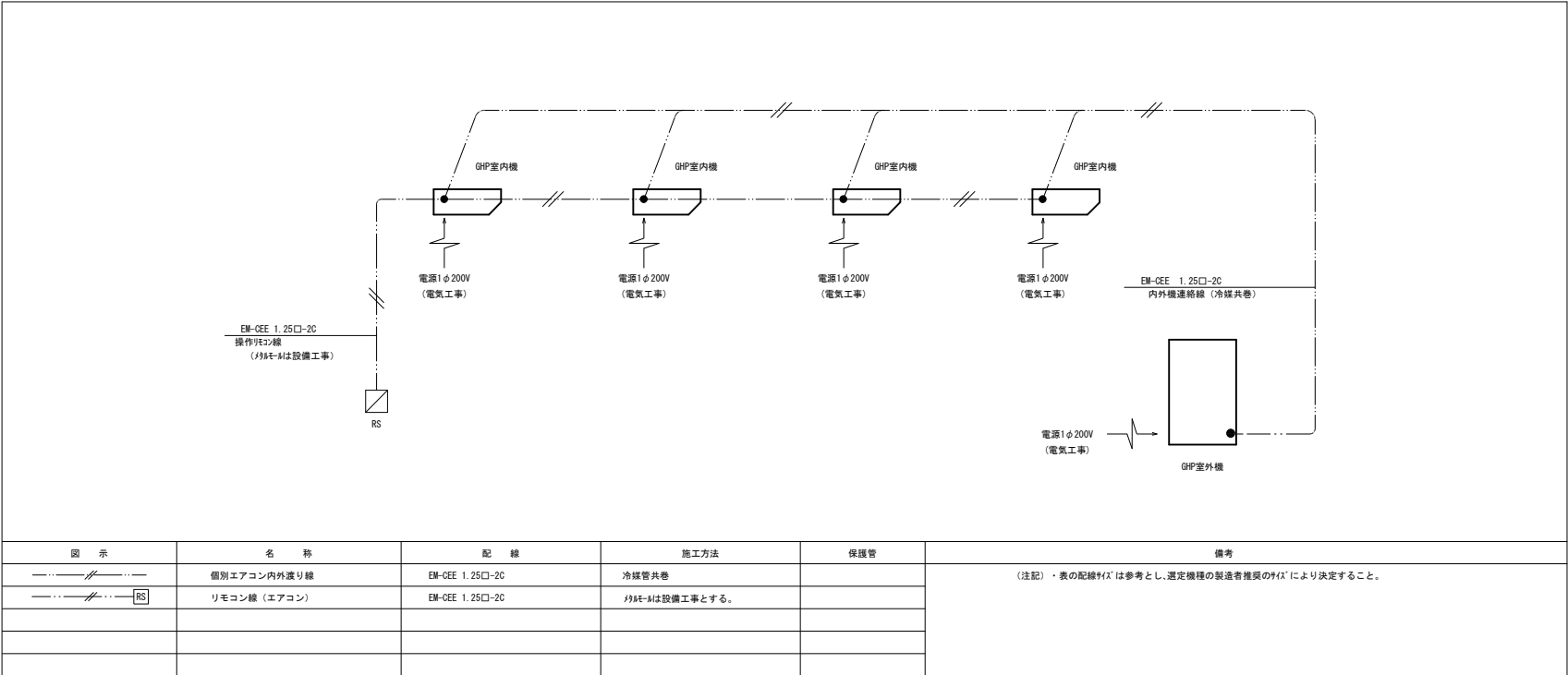
配置図 S=1/300

工事名	日野市立仲田小学校屋内運動場冷暖房設備設置機械設備工事		
図番	全M10枚・第M7号	図名	配置図・案内図
作成	令和6年10月31日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	令和 年 月 日	設計	(有) ユー企画建築設計事務所 一級建築士第201400号 長谷川 秀

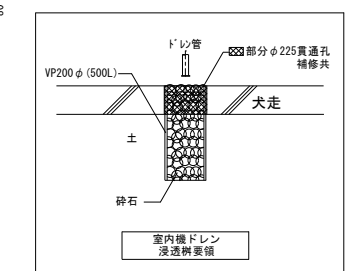
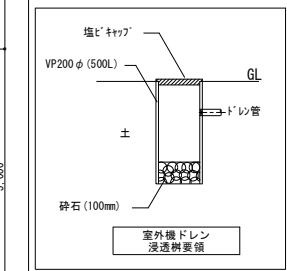
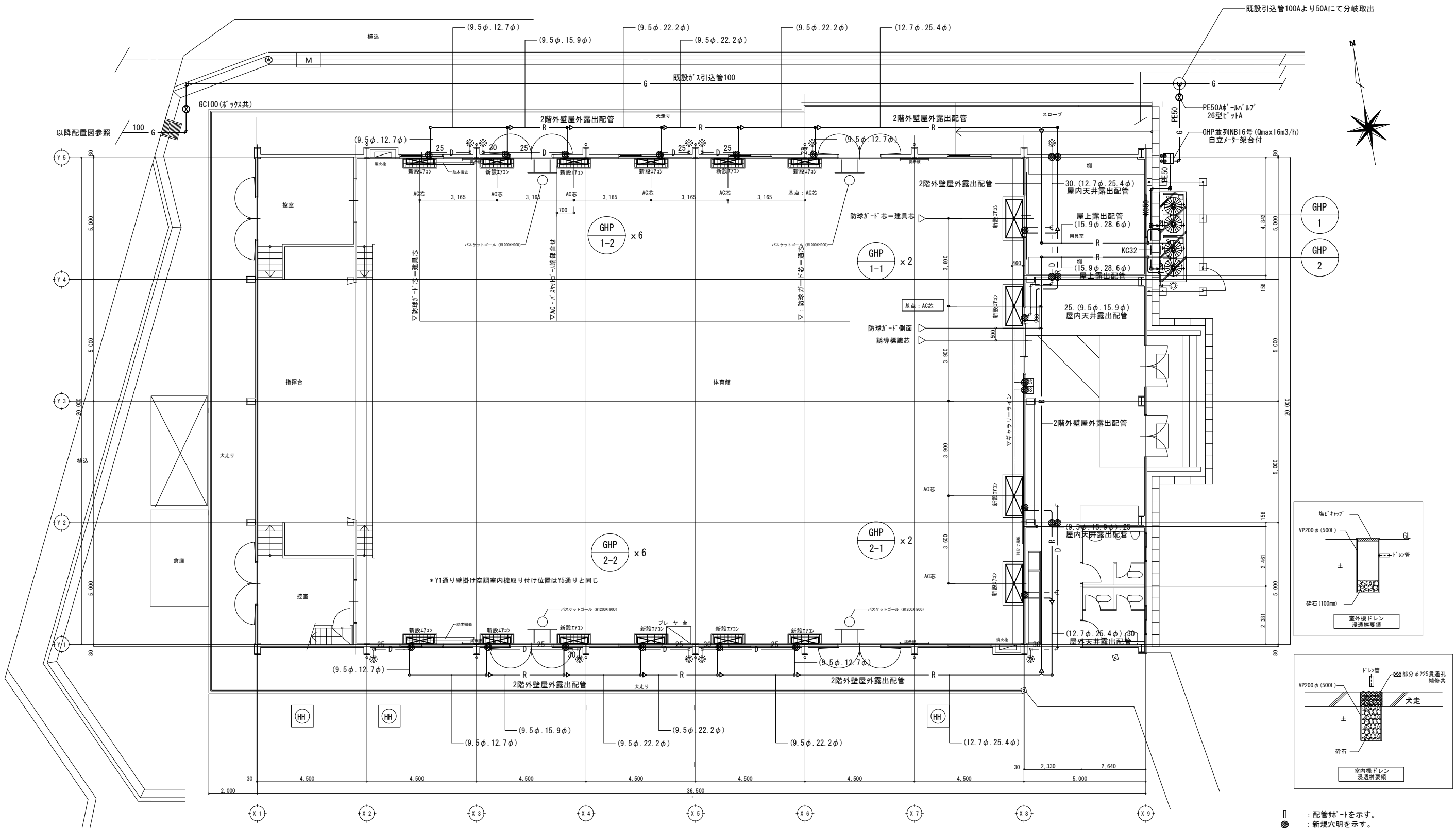
空調機器表

記号	機器名称	形式	台数 (組)	設置場所		冷房能力	暖房能力	室外ファン電動機			室内ファン電動機		冷媒管		リモコン ワイヤード	備考
				階数	室名			相	V	kW	室外機	室内機	液管	ガス管		
	ｶﾞｽｽﾁﾊﾞﾝﾊﾞｯｸｰｼﾞ 形 空気調和機 (室外機) 冷暖房兼用 P710形	冷暖切替型	1	1	屋外	71.0	80.0	1	200	0.75×2			15.9φ	28.6φ	1	防振架台、接続用標準部材一式 コンクリート基礎、フェンス (建築工事) 参考型番：U-GH710U1D (ﾊﾞｯﾅﾐﾈｯｸﾞ産機ｼｽﾃﾑ)
	ｶﾞｽｽﾁﾊﾞﾝﾊﾞｯｸｰｼﾞ 形 空気調和機 (室内機) 冷暖房兼用 P160形	天井吊形 1方向	2	1	体育館	16.0	18.0	1	200			0.111×1	9.5φ	15.9φ		防球ｶﾞｰﾄﾞ (建築工事) 参考型番：S-G160TU1 (ﾊﾞｯﾅﾐﾈｯｸﾞ産機ｼｽﾃﾑ)
	ｶﾞｽｽﾁﾊﾞﾝﾊﾞｯｸｰｼﾞ 形 空気調和機 (室内機) 冷暖房兼用 P56形	壁掛形	6	1	体育館	5.6	6.3	1	200			0.054×1	9.5φ	12.7φ		防球ｶﾞｰﾄﾞ (建築工事) 参考型番：S-G56KU1 (ﾊﾞｯﾅﾐﾈｯｸﾞ産機ｼｽﾃﾑ)
	ｶﾞｽｽﾁﾊﾞﾝﾊﾞｯｸｰｼﾞ 形 空気調和機 (室外機) 冷暖房兼用 P710形	冷暖切替型	1	1	屋外	71.0	80.0	1	200	0.75×2			15.9φ	28.6φ	1	防振架台、接続用標準部材一式 コンクリート基礎、フェンス (建築工事) 参考型番：U-GH710U1D (ﾊﾞｯﾅﾐﾈｯｸﾞ産機ｼｽﾃﾑ)
	ｶﾞｽｽﾁﾊﾞﾝﾊﾞｯｸｰｼﾞ 形 空気調和機 (室内機) 冷暖房兼用 P160形	天井吊形 1方向	2	1	体育館	16.0	18.0	1	200			0.111×1	9.5φ	15.9φ		防球ｶﾞｰﾄﾞ (建築工事) 参考型番：S-G160TU1 (ﾊﾞｯﾅﾐﾈｯｸﾞ産機ｼｽﾃﾑ)
	ｶﾞｽｽﾁﾊﾞﾝﾊﾞｯｸｰｼﾞ 形 空気調和機 (室内機) 冷暖房兼用 P56形	壁掛形	6	1	体育館	5.6	6.3	1	200			0.054×1	9.5φ	12.7φ		防球ｶﾞｰﾄﾞ (建築工事) 参考型番：S-G56KU1 (ﾊﾞｯﾅﾐﾈｯｸﾞ産機ｼｽﾃﾑ)
注記																
1. 冷暖房能力は、JIS B 8627による。 2. 空調機器は、ｸﾞﾗｯﾌﾟ購入法調達基準適合品とする。 3. 1,000H以上の屋外機は、転倒防止措置を施す。 4. 冷媒管の露出部分は、化粧ﾊﾞﾝﾃﾞｰ等の保護措置を施す。(屋内外とも) 5. ｷﾂﾂ取付、配線及び室内外連絡配線、ﾘﾓﾝ配線用配線は本工事とし、それに伴うｼｬﾂｰﾙは設備工事とする。 6. 電気容量及び冷媒配管サイズは参考値とする。 7. 冷媒配管の横走管の吊及び振れ止め支持間隔は標準仕様書を参照する。																

空調調和機配線工事



凡例									
記号	液管	ｶﾞｽ管	備考	記号	液管	ｶﾞｽ管	備考	記号	備考
㊦	9.5φ	12.7φ		㊦	12.7φ	25.4φ			
㊧	9.5φ	15.9φ		㊧	12.7φ	28.6φ			
㊨	9.5φ	22.2φ		㊨	15.9φ	28.6φ			貫通部を示す。



□ : 配管パイプを示す。
● : 新規穴明を示す。

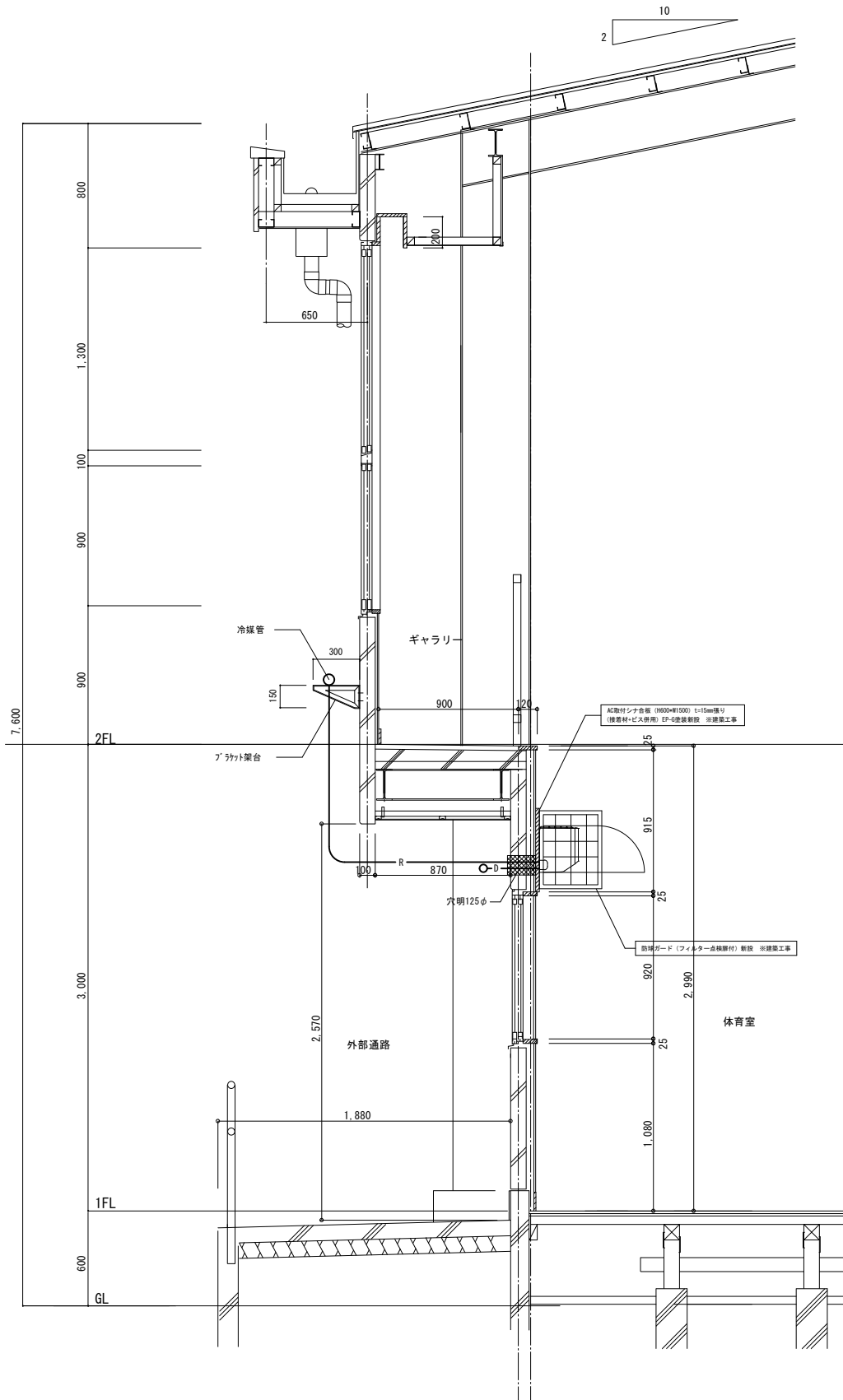
1 階平面図 S=1/80

【注記事項】
注記 1) 体育室内の仮囲い、室外機廻りの仮囲いは、建築工事とする。
注記 2) 室外機用コンクリート基礎及びファンは、建築工事とする。
注記 3) 室内機用防球ガードは、建築工事。配管用防球ガードは、設備工事とする。
注記 4) 浸透機は、浸透機200φ x 500Hを示す。

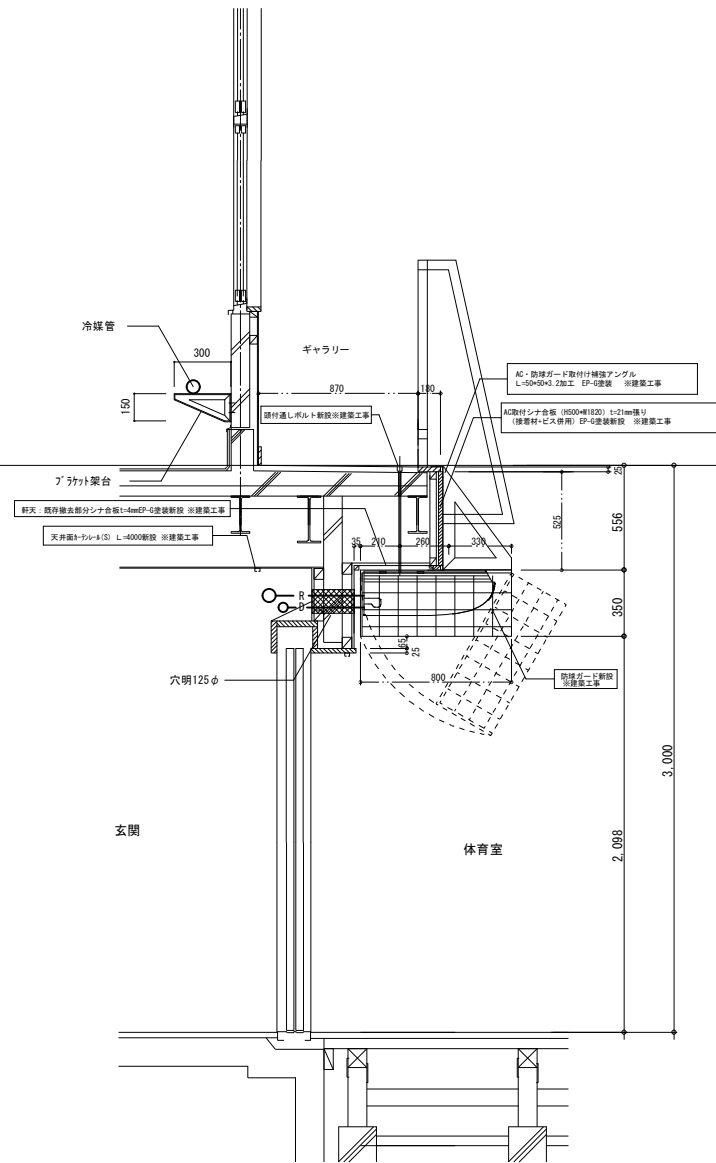
凡 例			
記 号	名 称	仕 様	備 考
.....	制御用連絡配線 (GHP)	EM-C E E 1. 2 5 □ - 2 C (冷媒管共巻) (室外機と室内機間の渡り配線)	
.....	リモコン用連絡配線	EM-C E E 1. 2 5 □ - 2 C (室内機とリモコン間の渡り配線)	外観上は、設備工事とする。

※リモコン用連絡配線の室内機間の渡り配線は、冷媒管共巻とし設備工事とする。

工 事 名	日野市立仲田小学校屋内運動場冷暖房設備設置機械設備工事		
図 番	全M10枚・第M9号	図 名	空調設備 1階平面図
作 図	監 理 日野市総務部建築営繕課		
訂 正	令和 6年 10月 31日	設 計 (有) ユー企画建築設計事務所	一級建築士第201490号 長谷川 勇
令和 年 月 日			



壁掛タイプ S=1/20



ギャラリー軒天吊タイプ S=1/20

工事名	日野市立仲田小学校屋内運動場冷暖房設備設置機械設備工事		
図番	全M10枚・第M10号	図名	空調設備 断面図
作成	令和 6年 10月 31日	監理	日野市総務部建築管理課
訂正	令和 年 月 日	設計	(有) ユー企画建築設計事務所

